

# 意識で変わる

# あなたの未来

令和5年に市内で発生した交通事故の件数は413件。死者数は7人、負傷者数は505人でした。例年に比べて、交通事故による死者数が増加しています。一人一人が交通ルールとマナーを守り、交通事故を防止しましょう。



## 自動車の注意点

自動車事故の多くは、スピードの出し過ぎが原因です。通り慣れた道でもスピードが出ていると、歩行者が飛び出してきた時に対応するのが難しくなります。

少しの油断が大きな事故につながりかねません。夕暮れ時や、学校の登下校の時間帯は特に注意しましょう。

交差点では、安全な速度と方法で進入・通過するよう心掛けましょう。また、横断歩道などに接近する時は、横断しようとする歩行者などがいないことが明らかの場合を除き、停止線の直前で停止できる速度で進行しましょう。

## 飲酒運転の根絶のために

飲酒運転は、アルコールが体内に残った状態で運転する行為です。アルコールは脳の働きをまひさせるため、注意力や判断力が鈍り、危険に対する反応が遅くなります。その結果、適切なハンドル操作や減速・停止などができず、被害

者が死亡するなどの重大事故につながるケースが多くなっています。

## 厳しい罰則

飲酒運転は、運転免許の取り消し処分に加え、5年以下の懲役または100万円以下の罰金が科される、とても重い犯罪です。

また、運転者だけでなく、車両の提供者や同乗者、酒類の提供者も罰則の対象となります。

## お酒を飲む時には

体内に取り入れたアルコールは、すぐには分解されません。個人差があり、その日の体調にもよりますが、成人男性がビールの中瓶1本、または日本酒1合を飲んだ場合、約4時間は体内にアルコールが残ります。

お酒を飲んだ日に運転をしないことはもちろんですが、遅い時間まで飲酒した場合は翌日の運転を控えるなど、飲酒した量と時間に気を配る必要があります。

県警では、ハンドルキーパー運動を推進しています。自動車を

く時は、お酒を飲まない人を決めて、その人がハンドルキーパーとなり、仲間を安全に送り届けましょう。

また、公共交通機関の運転時刻や利用できる運転代行業者を確認しておくなど、帰宅方法を事前に計画することが大切です。

## 飲酒運転は

しない・させない・許さない

飲酒運転の根絶のためには、お酒を飲む人も、そうでない人も飲酒運転を「しない・させない・許さない」という強い意志を持つことが大切です。

飲酒運転は、家族や周りの人まで不幸にします。強い意志を持って飲酒運転を根絶しましょう。

## 自転車の注意点

自転車は、子どもから高齢者まで誰もが利用できる一方、交通ルールやマナーを守らないで運転すると、大きな事故につながる恐れがあります。

自転車に乗る時は、乗車用ヘル

メットをかぶり、次のことに気を付けて、安全運転を心掛けましょう。

○歩道・車道が区別されている道路では、原則として車道を通行する。自転車は歩道を通行できる場合でも歩行者を優先する  
○急な進路変更をしない  
○交差点では徐行や一時停止をする

○運転中に傘やスマートフォン、イヤホンなどを使用しない  
○夜間はライトを点灯する  
○見やすい所に反射板を取り付ける

### 法令違反は厳罰化されています

令和6年11月に施行された改正道路交通法により、自転車の運転中にスマートフォンなどを操作したり、通話したりする「ながらスマホ」の罰則が強化されました。また、「酒酔い運転」に加えて「酒気帯び運転」が罰則の対象になりました。

ながらスマホは、1年以下の懲役または30万円以下の罰金が科され、酒気帯び運転は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金が科されます。

なお、運転者だけでなく、車両の提供者や同乗者、酒類の提供者も罰則の対象となります。

## 歩行者の注意点

事故を防止するためには、ドライバーだけでなく歩行者も交通ルールを守り、日頃から注意することが大切です。

近所だから、慣れた道だからと油断せず、交差点や道路を横断する時は必ず信号や横断歩道を利用すること、安全確認を必ず行い無理に渡ろうとしないことなどを徹底しましょう。

また、夕暮れ時から夜間にかけて散歩やジョギングなどで外出する場合は、懐中電灯や反射材の付いたテープ・たすきなどを身につけるといった安全対策をしましょう。

### 歩きスマホは絶対にやめましょう

歩行中にスマートフォンなどを操作する「歩きスマホ」は、周りの状況に対する注意がおろそかになり、他人とぶつかってけがを負わせてしまうなど、自分だけでなく周囲を事故に巻き込むこともあり大変危険です。

スマートフォンなどは、マナーを守り安全な場所で使用しましょう。

※くわしくは交通防犯課 ☎20・1527へ。

## 高齢ドライバーの皆さんへ

### 運転免許証の自主返納を検討してみませんか

県警では、高齢運転者に運転免許証の自主的な返納を呼び掛けています。自主返納すると、公共交通機関の運賃割引などの特典が受けられます。市内では、千葉交通と成田空港交通のバスの乗車運賃が半額に、タクシーの乗車運賃が1割引きになります。自分の運転に不安を感じた時や、家族から事故が心配と言われた時などには、運転免許証の自主的な返納を検討してみましょう。

※くわしくは成田警察署 ☎27-0110へ。

### 運転免許証を自主返納した高齢者へバスの回数券\*を給付します

市では、70歳以上の人の運転免許証の自主返納を支援するため、コミュニティバスまたは市内を運行する路線バスで使用できる回数券1万円相当分を給付します。給付を受けるには自主返納後1年以内に申請が必要です。

**対象**＝次の全てに当てはまる人

- 全ての運転免許証を自主返納した人(有効期限が切れた免許証は対象外)
- 自主返納時に70歳以上の人
- 自主返納時と申請時に、市に住民記録がある人

#### 申請から給付までの流れ

- ①県内の警察署または運転免許センターで免許証の自主返納の手続きをし「申請による運転免許の取消通知書」の交付を受ける
- ②交通防犯課(市役所2階)にある申請書と次の必要書類

を持って同課へ

**必要書類**＝申請による運転免許の取消通知書、本人確認ができる物(代理人が申請する場合は、委任状と代理人の本人確認ができる物も必要)

※くわしくは、返納手続きについては成田警察署、回数券の給付については交通防犯課 ☎20-1527へ。

### オンデマンド交通を利用できます

市では、空港を除く市内全域で「オンデマンド交通高齢者移送サービス」の実証実験を行っています。利用者の乗降時間や乗降場所の要望に応じる乗り合い型の交通サービスで、時刻表も決まった路線ありません。乗降場所は市内全域に1,000カ所近くあり、市内の病院やスーパー、市役所などに行くことができます。

サービスを初めて利用する場合は、事前に利用者登録が必要です。オンデマンド交通専用ダイヤル ☎24-0080)、高齢者福祉課(市役所議会議棟1階)、下総・大栄支所のいずれかで登録してください。

**運行日時**＝月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前7時30分～午後5時30分

**対象**＝市内在住の70歳以上で、自動車の乗り降りが自力でできる人

**料金(1人1回当たり)**＝500円

**予約方法**＝月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の午前8時～午後5時に、オンデマンド交通専用ダイヤルへ。利用する日の7日前から乗車を希望する30分前までに予約してください

※くわしくは高齢者福祉課 ☎20-1537へ。

\* 半導体不足の影響により、交通系ICカードの代替品として給付します。品物は変更になる場合があります。